

「素人そば打ち段位認定制度実施要綱」改正について

条	項目	項	改正前	改正後
2	段位認定部会の設置	4	段位認定部会は 実技・書類審査のあり方の検討 技能・書類審査方法の検討 (後略)	段位認定部会は 技能・書類審査のあり方の検討 技能・書類審査方法の検討 (後略)
		注釈	「実技」「技能」審査を「技能審査」に統一しました。	
6	段位認定会の開催	2	前項の者が管理運営するそば打ち体験場などを会場として、初段位の認定会(以下「 <u>会員認定会</u> 」と称す)を実施し、段位を認定することができる。	初段位及び二段位は、1の会員が実施する認定会(以下、「 <u>地域認定会</u> 」と称す)において段位を認定できる。
		3	初段位及び二段位は、1の会員が地区を主体として実施する認定会(以下、「 <u>地区認定会</u> 」と称す)において段位を認定できる。	
		注釈	「会員認定会」「地区認定会」とあるのを「地域認定会」に統合しました。	
		5	全国認定会における受験者募集については、予選が実施できるものとする。なお、予選は地域ブロック毎に会員認定会にて実施するものとする。	全国認定会における受験者募集については予選が実施できるものとし、予選は支部毎に地域認定会にて実施するものとする。
		注釈	支部が整備されたこと、「地域認定会」への統合による改正です。	
		6	「 <u>会員認定会</u> 」「 <u>地区認定会</u> 」を実施できるのは、1の会員ごとに毎会計年度1回とする。全国認定会については毎会計年度1箇所とする。ただし「 <u>会員認定会</u> 」「 <u>地区認定会</u> 」が、特別な事由によって年度内に2回開催しなければならない場合は、理事会の承認を得なければならない。	地域認定会を実施できるのは、1の会員ごとに毎会計年度1回とする。全国認定会については毎会計年度に三段位は支部毎に一箇所、四段位以上は全国で一箇所とする。ただし、特別な事由によって年度内に段位認定会を2回開催しなければならない場合は、理事会の承認を得なければならない。
注釈	「地域認定会」に統合することで、会員が開催できる認定会は会計年度に1回であることを明記しました。また、「三段位認定会」は各支部で一箇所開催されること、「四段位」以上の認定会は全国で一箇所開催されることを追加しました。			
7	審査体制	1	(前略) 「 <u>会員認定会</u> 」「 <u>地区認定会</u> 」を審査することができる「 <u>地方認定審査員</u> 」および、(後略)	(前略) 「 <u>地域認定会</u> 」を審査することができる「 <u>地方認定審査員</u> 」および、(後略)
		4	(前略) また、「 <u>会員認定会</u> 」「 <u>地区認定会</u> 」は3名以上で構成し、(後略)	(前略) また、「 <u>地域認定会</u> 」は3名以上で構成し、(後略)
		注釈	「地域認定会」への統合による改正です。	

「審査員謝礼支払いおよび助成内規」改正について

条	項目	項	改正前	改正後
1	目的		審査員への審査謝礼を規定すると共に謝礼に対して助成をすることによって地方段位認定会開催にかかる経費を軽減させ、その開催を支援する事を目的とする。	審査員への審査謝礼を規定すると共に謝礼に対して助成をすることによって地域認定会開催にかかる経費を軽減させ、その開催を支援する事を目的とする。
		注釈	「実施要綱」の改正に伴う改正です。	

2	審査員謝礼および旅費の金額		全国認定審査員に対する審査謝礼は1日5万円とし、地方段位認定会を主催する全麵協会員は、旅費および宿泊費の実費を支払う。	全国認定審査員に対する審査謝礼は1日間3万円、2日間5万円とし、地域認定会を主催する全麵協会員は、旅費および宿泊費の実費を支払う。
		注釈	全麵協の支出経費を削減する為の措置と、「実施要綱」の改正に伴う改正です。	
3	審査謝礼への助成	2)	初段位、二段位認定会においては、助成対象の全国認定審査員は1名とする。	初段位、二段位認定会においては助成しない。
		注釈	全麵協の支出経費を削減する為と、地方認定審査員の審査機会を設ける目的で、初段位、二段位認定会での全国認定審査員助成を除外しました。	
		3)	助成する金額は全国認定審査員1名に対して1日につき次の金額とする。 初段位、二段位認定会：3万円 三段位認定会：5万円	助成する金額は全国認定審査員1名に対して次の金額とする。三段位認定会：1日間3万円、2日間5万円
		注釈	全麵協の支出経費を削減する為の改正です。	
4	適用期日		この内規は、地方認定会において三段位認定会が開催された平成16年9月4日に遡って適用する。	この内規は、三段位認定会が開催された平成16年9月4日に遡って適用する。
		注釈	「実施要綱」の改正に伴う改正です。	